

水産政策審議会企画部会
第92回議事録

水産庁漁政部企画課

水産政策審議会第92回企画部会

1. 開会及び閉会日時

開会 令和3年7月13日（火）14時02分

閉会 令和3年7月13日（火）16時12分

2. 出席委員（五十音順、敬称略）

（委員）石井 ユミ 内田 和男 大瀬 由生子 大森 敏弘

佐々木 貴文 田辺 恵子 中川 めぐみ 橋本 博之

山下 東子 山本 徹 吉川 文

（特別委員）窪川 かおる 久保田 正 後藤 理恵 菅原 美徳

関 いずみ 高橋 健二 中村 清作 深川 英穂

結城 未来 和田 律子

3. その他出席

（水産庁）渡邊漁政部長 藤田資源管理部長 高瀬資源管理部審議官

黒萩増殖推進部長 矢花漁港漁場整備部長 依田漁政課長

河村企画課長 鹿田水産業体質強化推進室長

坂本管理調整課長 水川国際課長 廣野研究指導課長

櫻井栽培養殖課長 中奥防災漁村課長

4. 議 事

別紙のとおり

水産政策審議会第92回企画部会
議事次第

日 時：令和3年7月13日（火）14:02～16:12

場 所：農林水産省本館8階 中央会議室

（東京都千代田区霞ヶ関1丁目2番1号）

1 開 会

2 挨 拶

3 議 事

（1）海面漁業の持続的な生産構造について

（2）内水面漁業・養殖業について

（3）その他

4 閉 会

○企画課長 それでは、定刻となりましたので、ただいまから水産政策審議会第92回企画部会を開催させていただきます。

私は、押切前企画課長の後任として7月1日付で水産庁の企画課長を拝命いたしました河村と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

開会に当たりまして、同じく7月1日付の人事異動で水産庁の漁政部長に着任されました渡邊新部長より御挨拶申し上げます。

○漁政部長 今、御紹介を頂きました漁政部長を7月1日付で拝命をいたしました渡邊でございます。本日は御多忙の中、またコロナ禍の折、本審議会に御出席を頂きありがとうございます。企画部会の開催に当たり一言御挨拶を申し上げたいと思います。

この企画部会では、御案内のとおり、次期水産基本計画の策定に向けまして、前回からテーマ別の議論に移行して御審議を頂いているところでございますけれども、本日のテーマは二つございまして、海面漁業の持続的な生産構造と内水面漁業・養殖業となっているところでございます。

不漁問題や新型コロナウイルス感染症の影響など、漁業を取り巻く環境は厳しさを増しておりますけれども、将来にわたりまして漁業の持続性を確保して、水産基本法の基本理念に当たる水産物の安定供給の確保及び水産業の健全な発展が適切に図られますよう、委員の皆様には幅広い観点から御審議を頂ければと思います。

なお、本日の会議でございますけれども、感染リスク低減の観点から、委員の方々にはウェブで御参加を頂いているところでございます。通常とは異なる議事運営となりますけれども、引き続き御理解を頂ければと思います。

本日はどうぞ活発な御議論、よろしくお願いいたします。

○企画課長 ありがとうございます。

本日の企画部会は、ただいま部長から御挨拶がございましたとおり、新型コロナウイルス感染防止の観点から、委員と特別委員の皆様にはウェブ会議システムでの使用を推奨して、これらと併用させながら参加いただく形で開催させていただいております。

オンラインで御参加されている方々におかれましては、御発言の際には、ウェブ会議システム上で挙手ボタンというボタンをクリックいただきまして、発言の意思表示をしていただきまして、部会長からの指名を受けてから御発言いただきますよう、御協力のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、委員の出席状況について御報告を申し上げます。水産政策審議会令第8条第1項の規定によりまして、企画部会の定足数は過半数となっております。本日は、企画部会の委員11名中、ウェブによる参加を含めまして11名の方が御出席されておまして、定足数を満たしておりますので、本日の企画部会は成立していることを御報告いたします。また、特別委員はウェブ参加の委員が10名となっております。

続きまして、当審議会の議事の取扱いにつきまして御説明をさせていただきます。

水産政策審議会議事規則第6条によりまして、会議は公開とされております。感染防止

の観点から、傍聴者は庁内の別室にて傍聴する形となっております。また、同規則第9条第2項によりまして議事録は縦覧に供するものとされております。会議終了後、委員の皆様は議事録を御確認いただいた上で、水産庁のホームページに掲載して公表させていただきますので、御協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、本日の配布資料の確認をさせていただきたいと思います。

まず議事次第でございます。次に配布資料一覧、企画部会委員・特別委員名簿がございます。次に、右肩に資料1といたしまして、海面漁業の持続的な生産構造についてというものでございまして、これは具体的に後ほど説明いたしますけれども、沿岸漁業とか沖合漁業とか遠洋漁業などについて御説明がございます。また、資料2といたしまして、内水面漁業・養殖業についてでございます。また、参考1といたしまして漁業をめぐる現状について、参考2といたしまして国際的な資源管理について、最後に参考3といたしまして内水面漁業・養殖業をめぐる現状についてでございます。

なお、次回の企画部会では、海面の養殖も含めた養殖業の成長産業化のほか、漁業生産を支える人材確保、また漁業経営の安定の三つのテーマを議題としておりまして、また農水省が取りまとめましたみどりの食料システム戦略についても報告事項として扱う予定となっておりますので、御案内させていただきます。

カメラの方はここまでということで、御退場をお願いいたします。

では、ここからの議事進行は山下部会長をお願いいたしたいと存じます。山下部会長、よろしくお願いいたします。

○山下部会長 皆様、こんにちは。部会長の山下です。よろしくお願いいたします。

それでは、早速今日の議題に入らせていただきます。本日の議題は海面漁業の持続的な生産構造について及び内水面漁業・養殖業についてとなっております。

なお、本日の企画部会はおおむね16時頃までの予定となっております。円滑な議事運営に御協力をお願いいたします。

基本計画の審議は今日で4回目になるかと思うんですけれども、現構成員での議論は次回5回目までというふうに理解しております。そのような意味でも、もう残り今日と次回と2回でございますので、是非幅広い観点から活発な御議論をお願いしたいと思っています。

先月の第91回企画部会に引き続き、テーマ別の議論としては、先ほど申し上げた二つの議題について議論を詰めていきたいと思います。事務局の方から全体続けて説明を頂くんだけれども、テーマに関してはなるべくゆっくり、分かりやすく説明していただければ幸いです。

それでは、初めに事務局より議題の説明をお願いいたします。ちょっと今、音がどこからした。工事かな。ちょっとこの会議室に工事の音が聞こえてきたので、もしかしてそれ、すごい雑音が入っていたらその音なんですけど、また音が入ったら途中で中断していただくとして、早速説明の方を始めていただければと思います。

○水産業体質強化推進室長 企画課の水産業体質強化推進室長の鹿田です。よろしくお願いいたします。

それでは、まず議題1につきまして資料1に基づいて御説明したいと思います。

資料1を1枚めくっていただきますと目次がございます。ⅠからⅥまで項目ございますが、それぞれ担当が分かれておりますので、私からはⅠの総論とⅡの沿岸漁業まで御説明いたします。

2ページを御覧ください。

まず、総論としましては世界の漁業の現状というところでございます。

左側のグラフ、世界の漁業・養殖業生産量の推移というのがありますけれども、1960年から2019年までのグラフになります。全体としては一貫として生産量は増大をしております、2019年には2億1,371万トンまで達しているという状況でございます。

特にグラフを見てお分かりになりますとおり、内水面養殖及び海面養殖で増大が大きいというのが分かると思います。一方、海面漁業などにつきましては頭打ちの状況で、若干減少ぎみの傾向ということでございます。

右側のグラフですけれども、就業者数の推移でございます。こちらについては、2010年頃から全体として横ばい傾向という状況でございます。

次のページを御覧ください。日本の漁業の現状ということでございます。

左側に漁業生産量の推移のグラフがございます。1984年から1990年ぐらいいにかけて生産量のピークになっております。その後、急速に減少しまして、令和2年にはピークの3分の1程度、418万トンに低下しているという状況です。

この要因としては、遠洋漁業の漁場が縮小したこと及びマイワシの漁獲量が大きく減少したことが挙げられますけれども、これらの要因を除いても全体として生産量が減少しているという状況でございます。

次の4ページでございます。漁業種類ごとの比較ということで、生産性の比較などをしております。

この右側の数字を見てお分かりになるとおりですが、遠洋漁業でいえば海外まき網、沖合でいえば大中型まき網、沿岸でいえば中小型まき網と、まき網の生産量というものがかなり大きくなっておりまして、かつ生産性も高いという傾向が見られております。

次のページ、沿岸漁業についてになります。

まず現状ですけれども、左のグラフでございますけれども、生産量、2008年から2018年までの比較ですが、減少傾向にあります。その右側の就業者数及び経営体数につきましても減少傾向ということでございます。

その右側の円グラフですけれども、沿岸漁業の大半を占めます個人経営体について、後継者の有無の調査の結果でございます。これは2018年のセンサスのデータですけれども、後継者があるという経営体が13%と非常に低い、少ないという状況でございます。

その下のグラフについては経営状況ですけれども、漁労収入、あるいは漁労所得を見ま

しても横ばいか若干低下ぎみという状況でございます。

次のページに沿岸漁業の特徴を示しておりますが、この沿岸漁業の操業のイメージ、あるいは島根県の事例を見てもお分かりになるとおり、多種多様な魚種を漁獲して水揚げしております。また、地域によって基幹となる漁業種類が異なっておりまして、全国多様な生産構造が形成されているという特徴がございます。

また、複数の漁業種類を兼業している経営体が多くございまして、年ごと、あるいは季節ごとの来遊状況に応じて操業を切り替えているということが一般的になっております。

右下のグラフについては、漁村地域の人口が減少傾向にあること及び高齢化率が日本全体の高齢化率に比べて非常に高い、高齢化が非常に進展しているという状況を示しております。

次のページを御覧ください。沿岸漁業の課題ということでございます。

上の四角囲いの中の一つ目ですけれども、漁業の持続性ということはもとより、地域自体の持続性も懸念されているような状況にあるということ。二つ目が環境変化にも対応し得るような操業体制を確保しつつ、現役世代を中心に効率的な操業、あるいは漁業経営を行うこと、また次世代に漁業を引き継いでいくことが必要であるというような課題設定をしております。

この課題に対する取組の方向性を示すような現状の事例ということで下に幾つか書いております。

一つ目が、これは北海道の定置漁業の事例ですけれども、協業化ですとか経営の統合などを進めて経営の合理化を図っているといった取組の事例です。

右側でございますのが新規就業者の確保、あるいは若手世代へのノウハウの引継ぎなどの地域の核となる担い手の育成・確保の取組の事例を掲載しております。例えば、宮城県の石巻市の新規就業者確保の取組ということで、窓口を設置して、研修ですとか親方を決めた漁師学校の設置、あるいは研修中の住まいの提供などを組み合わせた取組が行われております。

次のページの事例ですけれども、漁村地域全体での取組ということで、浜の活力再生プランとございますけれども、こういった計画を立てて地域で取り組んでいる事例ということでございます。宮崎県串間市東地区の大型定置網を中心とした取組の事例を掲載しております。

その右側ですけれども、女性の活躍といった事例でございます。

水産庁で「海の宝！水産女子の元気プロジェクト」といった取組を行っておりますけれども、この取組に参加されている女性の方々、漁業に携わって漁師をされている方、あるいは加工業に携わっている方がいらっしゃるといった例を示しております。

次のページをお願いいたします。

課題の二つ目ということでございますけれども、改正漁業法におきまして、海面利用制度が新たに制定されておりますけれども、この制度の下で漁場の有効利用を図って、生産力を最大

限に発揮するといったことが求められております。

この方向性を示す取組としまして、その下にございますが、漁業権などの見える化ということで、漁場マップを整備し、漁場の利用状況に関する情報公開をしているという事例です。これは海上保安庁が主体となってデータベースを構築したものでございます。

その右側が高知県の事例でございますけれども、現在利用されていない定置網の漁場がございまして、そこへの新規参入者を募集している例ということでございます。この募集に当たっては、現地の漁場の調査、潮流ですとかの調査も改めて行って、データを公表しているということでございます。

次、沖合漁業についてお願いいたします。

○管理調整課長 管理調整課長の坂本でございます。私の方からは、沖合漁業について説明させていただきます。

10ページをお開きください。

まず、現状でございます。1点目にございますように、沖合漁業の漁獲量は減少傾向にありまして、その減少は当然漁業経営にも影響するということでございます。経営体や就業者数も減少傾向にありますし、許可隻数についても近年横ばいないし減少傾向でございます。

下の図表の左側でございますが、漁業生産量については2008年の166万トンから2018年には123万トンまで減っておりますし、就業者数も1万8,735人から1万2,450人と減少傾向、経営体数も5,998から3,905経営体と減少傾向にございます。

隻数についても減少傾向が右の上の図でございますが、減少傾向にございますが、少し内訳を見ますと、青い傍線にありますように、イカ釣り漁業についてかなり減少が大きくて、約半分の所有隻数にまで落ち込んでいるという状況でございます。

現状の二つ目にございますように、漁獲量の減少は沖合漁業の経営に影響するだけではなく、市場とか流通業者、加工業者等の経営にも影響するということでございます。沖合漁業では沿岸漁業よりも漁法や対象種を特化しておりまして、対象魚種をいかに効率的に捕獲できるかという形で操業体制を進化させてきたというところでございます。漁船規模も大きくて、右の下の方図にございますように、経営体数は全体の5%を占めるにすぎませんが、生産量については全体の28%を占めるという状況にございます。

次、11ページをお開きください。現状の続きでございます。

沖合漁業の対象魚種の多くは、TACによる数量管理が行われておりまして、現在、科学的な評価に基づく魚種ごとの数量管理の取組が実践段階に入っているところでございます。

下の図の左側にございますように、まき網漁業であればマイワシ、サバ、マアジ等、いずれもTACの対象魚種ということになってございます。

こうした数量管理の取組がなされている中、問題としてはサンマ、イカなどの不漁問題が生じまして、特にこうした魚種への依存度の高い漁業への影響が生じているところでござ

ざいます。真ん中にありますように、サンマ、スルメイカの漁獲量が非常に減少の幅が大きいという状況。右上にありますように、それぞれサンマ、イカに大きく依存する漁業があるというところで、こういった漁業への影響が大きいというところがございます。

現在の取組が行われている漁業経営改善策としては、右下に整理してございます。燃油使用量を減らすような取組であるとか、付加価値を向上するような取組によって生産性を向上させているところがございます。事例としては、沖合底引き網漁船の取組で、例えば改革型漁船を入れて燃油の消費量を削減していく。あとは、カニの生残率や品質向上を図るための冷却施設の整備であるとか、小型魚を船上凍結して付加価値を上げる。そういった取組によって収益性を上げているという取組の一例でございます。

次、12ページ目をお開きください。

課題でございますが、近年の環境変動に起因しまして、一部の対象種で深刻な不漁が発生しておりまして、資源管理の推進のほか、資源変動に対応できる弾力性のある経営体の育成と資源の有効管理ということが必要となっております。

資源変動に対応した取組として幾つか事例を下に整理してございます。左の上ですが、サンマの資源変動に対応した取組として、特に漁場が遠隔化して操業が難しくなっている小型のサンマ漁船が棒受網の設備を用いまして、試験的にマイワシやサバの漁獲を行っている取組でございます。

また、その下でございますが、スルメイカ資源の変動に対応した取組といたしまして、中型のイカ釣り漁船がスルメイカの漁獲の少ない時期に公海域でのアカイカを対象とした操業を実施しまして、操業の安定化、スルメイカ不漁への対応を取っている、そういう取組でございます。

また、右側でございますが、兵庫県における取組でございますが、沖合底引き網漁業とイカ釣り漁業の双方の許可を受けて兼業を行い、経営を安定化するという取組も行っているところがございます。

次に、13ページ目をお開きください。

課題といたしまして、労働人口の減少によりまして、従来どおりの乗組員の確保が困難な状況にある中、水産物の安定供給、加工・流通等の関連産業の維持・発展を図る観点から、沖合漁業の生産活動の維持が重要であるということでございます。これにつきましては、左下のICTを活用した漁場予測システムということで取組を整理させていただいています。生産活動の継続に向けて、生産性の向上、経営基盤の強化のため、研究機関が中心となりましてICTを活用して漁場予測のシステムを開発するというところがございます。

具体的には、漁獲物についてAIで魚種を自動判別して、自動判別したものに基づいて漁獲成績報告書を自動作成するような取組、これによって漁業者の負荷を減らしていく。又は、海域予測モデル等の海域環境と連動して、AI解析やモデル化によって漁場予測を行って、現場へのフィードバックを図っている。そういった取組により、漁業者の労働負荷の軽減であるとか、あとは操業の最適化によって漁業経営基盤の強化を図る取組を進め

ているところでございます。

また、上の囲みの二つ目のところでございます。TACによる管理についてでございますが、資源管理の実効性を確保しながら、計画的な操業による経営改善を図るなどのメリットを踏まえながら、順次IQによる管理を導入していく必要があるということでございます。

右下でございますが、令和5年度までにTAC魚種を主な漁獲対象とする大臣許可漁業につきましましては、IQを原則導入することとしておりまして、現在、大中型まき網漁業では他の大臣許可漁業に先行して導入が進められているところでございます。

下にあります図は、TACの資源管理からIQに移行した場合に、特に資源管理のところの公的規制でございますが、例えば隻数の制限であるとか、あとはトン数の制限。これにつきましましては、沿岸漁業との調整を図った上で、条件が整った漁業についてはこういった規制を外していく、そういった形で資源管理に努めていくということでございます。

私からの説明は以上でございます。

○審議官 資源管理部審議官の高瀬と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

私からはIV遠洋漁業からVI捕鯨政策につきまして御説明申し上げます。

資料の14ページを御覧ください。

遠洋漁業の現状でございますが、これは下の方に遠洋マグロはえ縄、遠洋底引き網という代表的な遠洋漁業の漁船の隻数の推移を示しておりますが、1980年代から外国が200海里水域を導入していったということで、漁場が縮小していったということ。それから国際規制などが厳しくなっていったということもありまして、大規模な減船などを行いました。そういうこともありまして、漁船の隻数は減少傾向にあります。

また、日本人船員が高齢化をしていること、新規就業者が不足していることで、船員、特に海技士が不足をしております。また、過酷な労働環境であることや、それから国際規制の遵守が厳しく求められているというふうなことがありまして、大変厳しい状況に置かれております。

国際資源の管理措置として求められておりますいろいろな細かい、また厳しい国際ルールがあるわけですが、これらの確に対応しないと漁場を失ってしまうということで、きちんと対応する必要がある、そういう現状にあります。

次のページを御覧ください。

課題として挙げておりますが、まず海外の漁場をいかにして確保するかということ、それから経営の安定のために従来の操業体制にとらわれないような、新しい操業形態を検討すること、他業種との兼業などを行って経営を安定させていくこと、販路の多様性を確保するということが必要であると考えております。

これに関しての取組の事例であります。左の下の方のもうかる漁業創設支援事業の事例を御覧いただきますと、これはサンマ漁業とミナミマグロ漁業を1人の船主さんが兼業をするという取組の事例でありまして、サンマ漁業では非常に漁期が短期間でありますの

で、周年雇用することができないという問題がありました。また、ミナミマグロ漁業、マグロはえ縄漁業、非常に航海が長期にわたって、船員さんがなかなか集まらないというような、そういう問題がありました。これを兼業することによりまして、航海期間を短縮しつつ周年雇用を達成する、そういった取組であります。

この取組によりまして、例えば一つの魚種が不漁になったとしても、もう一つの魚種で経営を安定させるということができるということ。それから、船員さんを確保しやすいというような、そういう効果を見込んで実施をしてきております。

それから、課題の2番目ですけれども、国際資源の管理措置として求められる国際ルールに対応できるような漁業者を育成していくということ。それから、漁獲物の需要拡大に向けて販路拡大などを検討するということが必要であると考えております。

右下にカツオ・マグロ漁業を事例に挙げて、求められている取組、それから遵守事項について図で示しておりますけれども、この右側の方に五つほどある、青く囲んであるところが国際機関で求められている資源管理の部分であります。漁獲割当ての遵守のための報告、これは当然のこととしてVMSによる船の位置の報告であるとか、オブザーバーの配乗であるとか、それから操業についてはなるべく海鳥とかウミガメとかサメといった対象種でないものを獲らないようにするような措置の実施であるとか、まき網にあっては集魚装置を期間禁止したりとか、そういった規制が各種導入をされております。

それから、左の方で、これは比較的最近出てきた話でありますけれども、環境対応ということでフロン規制、これは特にマグロはえ縄漁業などの冷凍機に導入されていたフロン、非常に厳しくなっていて、フロンもいろいろ種類があるんですけれども、こういったものは使ってはいけないといったような措置がどんどん入ってきているところ。それから、カーボンニュートラルといったSDGsとか、そういったことへの取組も急務であります。

それから、オレンジの枠の中、これも最近大きな問題になってきておりますが、漁船員の労働条件、労働基準とか、そういったものの確保といったものも、一見水産ではなく別な労働関係の話というふうに思われがちですけれども、漁業管理機関の資源管理のお話の中にも、こういった漁船員の労働環境、労働基準もちゃんと守りましょうといったような、そういったものが求められるようになってきているという、そういった現状にあります。

16ページを御覧ください。

国際交渉の現状でございますが、まず多国間の資源管理のために地域漁業管理機関というものがほとんどの海域で設置をされておりますが、日本は操業する場合には、その全ての関係する地域漁業管理機関に加盟をしまして、資源管理について積極的に議論に参画し、漁獲枠を確保する。そういう方針で臨んでおります。

それから、2番目ですけれども、その多数国間の取組とはまた別に、2国間で、特に多いのは太平洋島嶼国、それからアフリカ諸国のEEZですけれども、その中で操業を確保するために、2国間の政府間協定や民間協定を結びまして、操業機会の維持に努めており

ます。

それと関連しまして、そのような操業の確保に資するように、海外漁業協力財団が実施する各種の協力事業など、これを入漁で関係の深い太平洋島嶼国に重点的に実施をしています。

それから、外務省と協力をしまして、無償資金協力、技術協力なども連携して、例えば水産のいろいろな施設を造った場合には、その施設の運営に資するような人材を育成するとか、そういった形で調査や案件形成などを行っているところであります。

あと、我が国周辺の水域についてですが、周辺国地域との漁業交渉を通じて、相互入漁についての漁獲割当て量、許可隻数などの操業ルールの設定・遵守を推進しているところであります。

次の17ページを御覧ください。

課題と、それについての取組状況であります。今後の課題としまして、多数国間、地域漁業管理機関での議論や2国間交渉につきまして、資源回復に向けた管理措置の強化のための具体的な方策というものが重要と考えております。

多数国間、特に地域漁業管理機関では、コンセンサスがないとなかなか物事が決定できないという状況が続いておりますけれども、あまり議論をするばかりで具体的な措置が決められないということにならないようにしないといけないと思っているところであります。

それから、公海域や我が国周辺水域でIUU漁業、これは違法・無報告・無規制漁業のことをIUU漁業と呼んでおりますが、IUU漁業の対策の強化、我が国周辺水域での国際資源管理の強化が必要であると考えております。

それから、海外漁場での安定的な操業のために、引き続き入漁相手国のニーズの変化に対応した海外漁業協力の実施が必要であると考えているところです。これらに対して、現在日本の周辺国、中・韓・露・台湾といった周辺国・地域との2国間の漁業協議、漁業協議だけではなくて、直面する課題に対応したマルチの場なども活用しながら交渉を進めているところであります。

また、日本は沿岸国でもありますので、沿岸国としての立場から、日本とロシアが協調してNPF Cの交渉を主導するなど、そういった取組も強化をしているところであります。特に、サンマ、マサバなど、我が国周辺水域の資源に関する資源管理につきましては、NPF Cの場でロシアと協力しながら、積極的な提案を行っているところであります。

それから、関係国で協調した資源管理に向けて、2国間での働きかけというものも重要であるということで、この取組も進めているところであります。

あと、協力の関係ですけれども、相手国の要請に基づいて水産業の振興というものを支援しております。この金額と相手国、この図に書いておりますけれども、このような実施状況にあります。

参考で、IUU漁業に対する我が国の対応でありますけれども、IUU漁業、国際行動計画というものがあまして、これはFAOの方で出したものですが、そういうも

のに沿って着実に実施をしてきております。

左側にいろいろな国際約束とか国際取決めと、それに基づく漁業法の改正、密漁対策のために罰金を引き上げたり、あと水産流通適正化法を制定しまして、特定水産動植物の国内流通、輸出入の規制、適正化というのを法制化しましたので、こういったものも活用して、IUU漁業への取組を強化していきたいと思っております。

右側に違法漁業防止寄港国措置協定というものを載せておりますけれども、これも2016年に発効したものでありますけれども、日本も加盟をしております、まだ新しい条約ですので、具体的な取組が進んでいるとはいいがたいんですが、この協定も活用しながらIUU対策を進めていきたいと思っております。

最後に、捕鯨政策であります。

日本は、1951年から国際捕鯨取締条約の下で捕鯨業を行ってございましたけれども、1982年に商業捕鯨モラトリウムが決定されて、1988年、捕鯨業を中断しております。その後、国際捕鯨取締条約の中で持続的利用支持国と反捕鯨国が対立して、何も前向きな資源管理が行えない状況が長く続きましたが、2019年に日本は国際捕鯨取締条約から脱退をして、大型鯨類を対象とした捕鯨業を再開しております。

日本の捕鯨業ですが、母船式捕鯨業、母船1隻に独航船3隻という組合せで、200海里内ですが、比較的沖合を操業しております。そのほかに基地式捕鯨業で、許可隻数5隻、日本の沿岸で操業しているところであります。

課題としましては、国際資源の持続的利用の象徴でもありますので、引き続きクジラに関する科学調査の実施と我が国の立場への理解の拡大を推進していくということが重要であります。また、捕鯨業の安定的な実施と経営の自立を図る必要があるということでもあります。

最後、20ページですけれども、捕鯨業につきましては、2019年から商業的な捕鯨業を再開しまして、日本の200海里の中で十分な資源量が確保されている種を対象として、科学的な根拠に基づいた捕獲可能量以下に捕獲枠を設定し、またIWC科学委員会などとも協力を継続するという、こういう方針の下で捕鯨業を再開しております。

鯨類の持続的な利用の確保に関する法律と、この法律に基づきます基本的な方針に沿って、施策を推進しているところであります。

まず、捕鯨業の安定的な実施のために、コストの削減など、引き続き必要な支援を実施すること、高付加価値化や販路開拓などの支援も行っているところであります。

また、鯨類科学調査の着実な実施をしまして、引き続き国際的な資源管理に貢献するとともに、科学的な捕獲量を算出して、適切な捕獲枠を設定しているということ。

それから、IWCにはオブザーバーとして参加をして、引き続き科学的な貢献をすることと、持続的な利用を推進する我が国の立場を主張し、理解を広めていくということで、我が国捕鯨業の円滑な実施を推進しているところであります。

説明は以上でございます。

○栽培養殖課長　続きまして、議題の2、内水面漁業・養殖業について、お手元の資料2に基づきまして御説明いたします。栽培養殖課長の櫻井と申します。よろしくお願いいたします。

資料2の表紙をめくっていただきまして、目次の部分を御覧ください。資料2につきましては、内水面漁業・養殖業の総論と、あと個別各論ということで構成されております。

2ページを御覧ください。

総論がしばらく続きますが、内水面漁業・養殖業の特徴ということでまとめてあります。議題1の部分と同じ、生産の部分の内水面漁業・養殖業にもあります。アユ、ワカサギ、コイ、ウナギというふうに代表事例を並べてありますが、こういった漁獲だとか養殖の食用のものに加えて、ニシキゴイみたいな観賞用の魚も養殖しているという特徴があります。

左下のところに水産物の供給機能ということで、イメージ持っていただけるように、ニシキゴイなんかもそうですし、それから丑の日が今月はありますけれども、かば焼きを生産しているんじゃないくて、かば焼きに向かう原料であるウナギを生産するのが養鰻業という養殖業だということです。

それから、囲いの2番目ですけれども、こうしたことに加えて、生産の場であることに加えて、内水面の漁場は河川とか湖沼ですけれども、釣り場であるとか、それから自然体験の活動の場といったように、多面的機能を持っているということです。それから、そういうこととあいまって、内水面漁業だとか養殖業を地域産業として形成しているようなところも、主として中山間地域に多いという現状があります。

それから、河川でも湖沼でも内水面にも漁業協同組合、漁協があります。それで、この欄の漁協には内水面の漁業権である第五種共同漁業権が免許されておりますが、第五種共同漁業権には資源増殖ということが義務付けられております。こういうこともあって、放流等による水産資源の増殖や河川環境の維持みたいなことを、漁業協同組合が中心になって行っているということです。

中ほどの欄に内水面の漁協による放流、漁場管理ということで、放流活動だとか、それからこれ産卵場を特定の魚用に造っているところ、それからお子さんなんかも巻き込んで環境保全・管理ということで、下の写真も含めてですけれども、自然体験活動等も含めて内水面で行っている実態があるということです。

3ページを御覧ください。

ここは内水面漁業と呼んでいるところの分野の生産額と産出額の動向です。一番下のアスタリスクのところをちょっと見ていただくと分かるんですが、途中で統計の取り方を大幅に変更しておりますので、残念ながら、途中でちょっと切れていて、大昔と比べられないというのがあるんですが、平成20年以降を見ていただきますと、おおむね生産額も産出額も下げ止まっておりまして、横ばいで推移しているというのが現状です。

左側の生産量を見ていただくと、吹き出しのところに日本の漁業生産量では0.6%、一方右側を見ていただくと産出額では1.8%ということで、比較的単価の高いものを生産し

ているということで、内訳産出額の方を見ていただくと、内水面の生産物の主たるものはシジミだとかアユだとかということがお分かりいただけると思います。

それから、4ページを御覧ください。こちらは内水面の養殖業の方の同じく生産量と産出額ということになっております。こちらも生産量の方は近年下げ止まって、おおむね横ばいで推移。それから、養殖の産出額の方は増加傾向にあるということですが、これは括弧書きにありますようにとか、あと下の棒グラフを見ていただくと分かりますように、5割から7割がウナギ養殖によるものということになっておりまして、こちらも吹き出しの部分、左右見比べていただきますと、生産量では全体の3.3%ですが、額でいいますと17.6%ということで、ウナギの単価が高いというようなことが影響して、こういうような実態になっているということです。

5ページを御覧ください。

内水面漁業・養殖業の従事者の動向ということで、左側の方は、漁業の方は内水面漁協の正組合員の数ということで代替しておりますが、昭和58年ぐらいにピークがあって、そこから減少を続けて、一番直近の統計では27万人ぐらいまで正組合員数が減少しているということです。

それから、内水面養殖業の従事者数についてもピークから減少を続けておりまして、現状では9,000人程度ということで、このまま減っていくと安定的な供給に支障を来すというようなことも懸念されているという現状です。

6ページを御覧ください。

そういった漁場管理のベースにある漁協の現状ということでまとめてあります。四角囲いのところですが、組合員数は大幅に減っているんですが、漁協の数で見ると左上の方のグラフですけれども、比較的小幅な推移で減少ということで推移していますが、一方でその下、左下のグラフを見ていただきますと、予測も入っていますけれども、組合員数については減少している傾向が著しいので。

それから、更に右側の方のグラフですけれども、日本全体の年齢構成と比べても内水面漁協の正組合員の年齢構成というのはかなり高齢化しているという実態がありますので、これがこのまま右へずれていくとして、高齢化が進むと将来、正組合員数の減少に伴って漁協の数の減少も加速化されるというようなことが懸念される状況にあります。

7ページを御覧ください。ここからは各論です。

まずは、内水面漁業ということで、漁業の方は河川と湖沼に分けて表示してあります。

まずは、河川漁業の方です。先ほども出てまいりましたが、河川では漁業生産はもちろん一定量ありますけれども、それとは別に、遊漁者、釣り人に来てもらって釣りをしてもらうだとか、それから河川を楽しんでもらうというような場としても重要な役割を河川が果たしているということです。

一方で、カワウだとか外来魚だとかによる食害、それから河川改修みたいなことも含めて、河川の漁場としての環境というのは悪化している状況にあるということです。それから、

漁協については先ほどの繰り返しになりますが、高齢化も進み、数も減ってきているということです。課題としてはそうしたことがありますので、河川漁場を持続的に管理できる体制を構築する必要がある。それから、カワウと有害動物の管理、それから河川環境の改善といったようなことを着実に実施していく必要があるということです。

中ほどの表の方、内水面の職員数というのを見ていただきますと、ここは海の漁協なんかとも大きく違うところですが、平均の職員数の合計は1.1人というようなことになっておりますので、職員が1人か2人いない場合も多いというようなのが内水面漁協の実態であります。

それから、取組としてはそういった河川漁場を持続的に管理できるということで、まずは釣り人から遊漁料を取って増殖に充てているというような実態がありますので、下の段、左下の部分ですけれども、これは最近、水産庁も補助事業を入れて進めているような、スマホで釣り券が買えるということで、入れるとかなり遊漁料収入アップするというような実績も積み上がってきておりますので、こういったものを普及させていきたい。

それから、カワウ対策としては一番下の欄の右端ですけれども、ドローンを利用して、人の手が届かないようなところも含めて、高いところとか川の中州みたいなところも含めて、営巣を阻止するためにテープを貼ったりとか、そういったことを進める取組をやっているということです。

8ページを御覧ください。こちらは湖沼漁業の方です。琵琶湖だとか霞ヶ浦とか大きな湖を中心に、海面と同様に、船の規模は小さいですけれども、漁船漁業を中心として漁業が営まれています。

生産のところで先ほど見ていただきましたが、生産物としてシジミなんかが多いんですけれども、シジミなんかを除くと多くの湖沼での生産物というのがかなり限定的に小じんまりと利用されているということです。

優良事例として御紹介しますが、三つ目の現状のところですが、琵琶湖のビワマスという魚がありまして、これは一番下のところにも事例を出しておりますけれども、これはビワマスの実態とかなんですけれども、最近の取組として、SNSなんかを中心にして、皆さん、生産者だとか流通業者さんなんかは努力された結果として、かなりビワマスの利用だとか進んできているということなんです、一方でそのほかのもの、真ん中の欄にありますけれども、シジミ以外にもワカサギだとかシラウオだとかアユだとかって獲れるんですけれども、こうしたものは魅力的ではあるんですけれども、なかなか十分に活用できていないというのが実態です。

それから、現状としては四つ目ですけれども、外来魚の影響なんかにより在来魚が減少している。それから、湖沼についても河川と同様に、開発なんかによって漁場環境の悪化が常態化してきているということがあります。

課題といたしましては、資源状況の把握だとか有効利用方策の検討が必要ということで、これは一番下の欄に写真がありますけれども、分かりにくいですが、湖沼において、これ

はタブレットなんかを使用して、船の上から漁獲量を管理するような取組ができないかということです。

それから、課題の二つ目は、漁業収益の向上に向けて流通・販売の見直し、消費拡大ということで、一番下の欄にビワマスの取組書いてありますけれども、より使ってもらえるように。

それから、一番右側にはシートに工夫なんかをして鮮度を保つような取組もやってらっしゃるということで、こういったことをほかの魚種に向けても普及させて、湖沼の漁獲物もより活用してもらうようなことを進めていきたいということです。

それから、琵琶湖においては外来魚の駆除、熱心にずっとされていて、真ん中の欄の右の方を見ていただきますと、着実に成果が上がってきて、外来魚のいわゆる推定資源量みたいなものも減ってきている状況にあるということで、こういうものとあいまって漁業振興の方も取り組んでいってはどうかということです。

次の9ページを御覧ください。

こちらは養殖の方の各論の一つ目のウナギの養殖業です。これは内水面の養殖業では唯一制度化されておりまして、ウナギ養殖業を営むことについては、農林水産大臣の許可制になっております。現状のところにもあるように、内水面養殖業の収量の多くを占めるのはウナギ養殖業ということです。ただし、現状の二つ目ですけれども、ウナギの養殖業はもともとの種苗を100%シラスウナギ、天然のものに依存しているということがあって、これが長いレンジで見ると確実に獲れなくなっている、低水準・減少基調ということで推移してきています。そういうこともあって、大臣の許可制を敷いて、これはシラスウナギは全て輸入物も含めてですけれども、我が国の中で流通というか、出回っているものは全て、最後は養鰻場に池入れされて養殖用の種苗になるということです。申し上げたような許可制の中においては、池入れ量を管理しているということです。

そこら辺から出てきたデータがみんな下のところにまとめてあるんですけれども、一方でこうした管理を進めてはおりますが、それでもまだシラスウナギについては流通面が不透明であるというような指摘を頂いております。対策としては、現状の最後のところですが、改正漁業法に基づいて、これはシラスウナギだけは令和5年12月から罰則の強化が適用になるということで、今そこへ向けて各県でウナギの稚魚を獲る漁業を、今、大半が知事許可漁業になってないんですけれども、知事許可漁業にして、ほかの漁業並みに管理する、管理の精度を強めるといようなことを各県さんで取り組んでいただいて、それができた暁に令和5年12月から改正漁業法が適用になるということなので進めています。

課題としてはウナギ資源の回復、これは後で御説明します。それから、100%天然に依存している状況から脱却しなきゃいけないということで、人工種苗の生産技術開発も進めております。

それから、シラスウナギの流通のことについては、ICT技術の活用なんかによって、シラスウナギの採捕から養殖の池入れまでの流通の透明化を図るということで、流通の透

明化ということについては、ちょっと下の棒グラフを見ていただきたいと思います、左側については下の平成のこまを見ていただきますと、平成28年から許可制というのが開始になっていて、日本全体で池入れできる上限を、緑の線が上の方にありますが、21.7トンということで定めてやってきて、それを絶対に超えないようにということで管理してきているということです。

青い部分が国内の採捕量ですけれども、上下というか、増減があります。足りないときには輸入物によってそれをある程度補っているというような生産というか、種苗の池入れの構造です。

それから、国内の採捕量について、ここが不透明だというふうに指摘される場合が多いんですが、特に右側の方の囲ってある一番直近の2020年のシーズンのところを御覧いただきますと、青と赤の棒グラフがあって、青が凡例にもありますように、水産庁算出数量ということで、これは池入れの量を把握しておりますので、池入れ量から貿易統計に基づく輸入量を引いた数値です。実数だというふうに我々は考えておりますが、これと、赤は何かというと、ここにありますように、都道府県からの報告量で、本当は一緒の数字にならなきゃいけないんですが、ここに歴年ずっと一定の差がある。この差の部分が密漁ではないかとか、無報告ではないか、すなわちそこが不透明なのではないかというような御指摘も頂いていますので、課題のところに挙げたような取組を進めて、この差をなるべく縮めていって、無報告だとか密漁がなくなるような方向で管理していきたいという取組を進めております。

それから、10ページを御覧ください。ここはこれからとか、今こうやってやっていきますということですが、ウナギはほかの魚に比べてもなかなか生態だとか資源構造に不明な点があって、アジ、サバ、イワシなんかとは大きく違うということです。なので、取組対応としても多方面からの取組を一体となって講じて、最後は養殖業・養鰻業を通じて持続的にウナギを国民に食べていただけるようなことを目指していくということです。川では生息域の保護とか増大策をやっておりますし、それから先ほどまで申し上げてきたような漁獲・流通の適正化を制度面からも進めていく。

それから、人工種苗、研究のところの絵が出ていますけれども、くるっと回して、人工の親から卵を取って、最後種苗までできて、またそれから卵を取ってというようなことで、これを経済の方にも、何ていうか、経済として回るようにコストを下げていくというようなことが現在課題ですが、こうしたことの研究開発も進めていくということです。

最後に11ページを御覧ください。

各論の最後ですが、内水面養殖業としてニシキゴイについて御覧いただきたいと思えます。

輸出の優等生としてこれまでの輸出量を伸ばしてきています。昨年度はコロナの影響も、いろいろなものが輸出で受けたんですが、ニシキゴイについてはコロナ禍にもかかわらず過去最高の48億円という輸出額を計上しているというような実態になっています。外国の方

に買っていただくというのが多いということなのですが、一方で現状の二つ目にありますが、こういったニシキゴイ愛好家のステータスは何かという、まずは本場である日本の品評会、一番下のこまの右側に品評会のイメージを写真で掲げてありますが、こういう品評会で高評価を得る、順位が高いところを取るというのがステータスということなんで、買ったニシキゴイを自分の手元に送ってもらわないで、そのまま日本の生産した養魚場に預けておくという、預かりと呼ばれているらしいんですが、これが行われているということです。なので、実際にはニシキゴイのマーケットというか、販売額というのは貿易統計の数値以上に大きいんじゃないかというふうに考えております。

一方で、主な輸出先としては中国だとかインドネシアが多く流れてきたんですが、そういうところでも現地生産、現地の業者によるニシキゴイの生産量が増加しているというようなことも実態として進んでいるということです。

こういったことも受けて、課題として、内水面漁業の振興に関する法律というのがございますので、そこで定めた基本方針に従って、ニシキゴイの輸出促進を図るということで、引き続き一番下の左の欄にプロモーション活動なんかもありますけれども、なかなかニシキゴイが出てないんで分かりづらいかもかもしれませんが、外国のバイヤーだとか愛好家に向けてもっともっと日本のニシキゴイのよさを分かってもらうだとか、それから新しい市場、新しくニシキゴイをいっぱい買ってくれるような国だとか地域を開拓するというようなことも含めて、輸出の促進を図っていきたいということで取り組んでいくというのが課題であるというふうに存じております。

資料2の説明は以上です。

○山下部会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまから事務局の説明について御審議いただきたいと思います。御意見などございましたらお願いしたいのですが、今、全体として資料の1と資料の2について説明していただいたので、御質問がある場合に、資料1の何ページですとか、資料2の何ページですと言っていただけると、皆さんでどの話なのかを共有できて有り難いかなと思います。

それでは、どなたからでも、それからどこからでも結構なんですけれども、いかがでしょうか。挙手ボタンを押してください。挙手ボタンを押していただいている方が見えましたが、事務局さん、いいですか、私の方から指名して。

それでは、高橋委員、関委員、それから菅原委員も挙がった。じゃ、高橋委員、関委員でお願いします。

高橋委員、お願いします。

○高橋特別委員 高橋です。聞こえますか。

○山下部会長 聞こえます。

○高橋特別委員 まず、4ページ目の数字の件ですが、日本の漁業全体ということで、漁業者数が15万3,490名ということでございますけれども、海面漁業全体の数字という理解

でよろしいのかということです。

まず、遠洋漁業では1,566名、沖合で6,501名、それから沿岸で3万6,710名ということで、この表の記載の中では合計4万4,777名ということです。それ以外というのはどういう仕事に従事をしているのか、教えていただきたいということです。

ちなみに、船員保険の加入者ということで、2020年の年度末で加入者は1万4,710名です。それで、2020年の年平均は1万8,978名ということで、船員保険から見た漁船員の数というのはこのような状況になっています。ただ、国民健康保険で加入をしている漁船員もおりますので、その辺がこの表からは読み取れないということです。

それから、漁船の隻数についても6万9,920隻という記載がございますけれども、実際この表から見れば遠洋については214隻、それから沖合が851隻、沿岸が1万8,142隻ということで、この表で記載をされている隻数については1万9,207隻ということになりますので、この状況を教えていただきたいと思います。

10ページ目でございますけれども、これも左側の表でございますけれども、数字、就業者数、経営体数について、このグラフが先ほど言いましたように、ちょっと合っていないような感じもいたします。2018年の就業者数については1万2,450という記載になっていますが、先ほど申しました6,501名、それから企業体については3,905となっています。448ではないかと思います。

それから、13ページの下の方なんですけど、これは意見なんですけれども、括弧書きの中の沖合底引き網漁業の操業形態の中で、今後これは是非ともお願いをしたいなと思っております。A Iによって魚種、サイズ、これらを自動計測するということで、これが完全にできるということになりますと、あとは鮮度の問題だけです。船内で選別作業をする必要がなくなるということで、一括で売れるというようなことになると思いますので、その辺も是非ともこの辺はお願いをしておきたいというように思います。

それから、15ページの左の下の方なんですけど、兼業漁業ということでしょうけれども、今現在やられておられる兼業漁業以外のものも今後考えていかなければならないだろうというふうに思っています。沿岸の皆さんとの兼ね合いもありますけれども、例えばサンマと沖底、それからサンマと中規模か小規模のまき網を兼業するとか、そういったものも視野に入れていく必要もありますし、それ以外の漁業についても今後は兼業というものを模索をしていくということが必要になってくるというように思っております。

それから、16ページですが、括弧の中の四つのポイントの中の一番下なんですけど、近隣諸国との漁業交渉ということで、相互入漁という形になっていますけれども、日韓漁業協定も含めて、近隣諸国との漁業交渉というのは現在中座をしたり、決まらなかったり、そういうような状況になっておりますので、この辺は今後どう考えておられるのかということです。

それから、17ページですけれども、特に外務省のODA、は多額の資金を使いながら貢献をしているわけですが、これらの効果というものがどういうものだったのか、検討材料

になるのではないかというように思っております。

それから、IUU漁業関係が18ページにありますけれども、外国のIUU漁船のみだけではなくて、我が国の漁船のIUU化というものが非常に懸念をされる状況になってきております。これらに対する取締りというものを強化していく必要があるということです。今後よその国のみならず、我が国の取締りというのもきちんとしていただきたいと思います。

長くなりましたけれども、以上でございます。

○山下部会長 ありがとうございます。幾つか質問を頂いていますので、後で事務局からまとめて質問については答えていただくようにしたいと思います。

では、関委員で、その後、内田委員をお願いします。

では、関委員、お願いします。

○関特別委員 ありがとうございます。関です。聞こえますか。

○山下部会長 聞こえます。

○関特別委員 3点あります。

一つは、資料1の7ページのところですけれども、新しい漁業後継者のような話の中で、協業化とか共同経営というようなことについても触れられていました。これらについてはいろいろ課題もあると思いますけれども、うまくいっている事例を分析して、その可能性を示していくことも必要だと思います。

世代交代というか、担い手もだんだん若い人が入ってきている部分もありますし、外から入ってくる人たちもいますので、新たな変化も起こるのではないかとすることも期待しています。

ただ、漁業は獲った水産物にいかに値を付けて販売できるかということが肝腎だと思います。ですから、やはり流通から販売までを含めて、全体的に捉えていくことが大事だと思います。生産がうまくいくということはもちろん基本ですけれども、それだけでは不十分で、働く環境、効率性とか安全性ということは勿論のこと、その働きに見合ったもうけが出る産業であるということが、実践されていかなければ、担い手というのはなかなか出てこないというふうに思います。これまでも白書なんかでそういう事例をいろいろ紹介してこられていますが、生産と流通が一体となった取組事例などを積極的に紹介して行ってほしいというふうに思います。

2点目は、19ページ、20ページの捕鯨のことです。ここで言うべきことかどうかはちょっと分かりませんが、日本の捕鯨の立ち位置であるとか、取組であるとか、そういった状況はこれらの資料で分かると思うんですけれども、クジラを獲った後、その消費ということに関してはほとんど情報がないんじゃないかなというふうに感じています。

鯨がどう利用されて漁業の中でどういう経済効果があるのかといったことは、余り分からないですね。捕鯨というのが私たちの暮らしとは別の世界の話のように感じられます。大型クジラの商業捕鯨というのが再開されたということなので、もっと身

近なものとしてクジラを捉えられるような情報を示したりとか、宣伝をしていくということがこれからもっと求められていくのではないかなというふうに思います。

最後に、質問ですけれども、資料2の5ページ、内水面の後継者のところです。内水面漁業の後継者のタイプというのは、海面漁業の後継者と違うのかなということを感じています。複合的な地域産業という位置付けが内水面漁業にはあるということ分かりました。そうすると何か漁業というより、例えば観光のような他の産業の担い手という意味合いが強いのでしょうか。それと、海面漁業だと就業フェアのように民間や公的機関での担い手募集や育成事業があるんですけれども、内水面漁業に関してはどういうところでやっているのかなというのが分からなかったのので、教えていただきたいと思います。

以上です。

○山下部会長 ありがとうございます。

それでは、内田委員で、その後、中村委員、中川委員とお願いします。

内田委員、お願いします。

○内田委員 内田です。

まず、内水面の資料2のところですが、全体としては2017年の水産基本計画には網羅された形で記載がありますので、それを踏襲していただきたいと思います。

御存じのように、内水面での資源管理というのは、海、特に遠洋漁業では漁獲の管理さえすれば資源が管理できるという状況ですが、内水面では寸断された河川の上流部であれば、一匹も魚が河口から上がってこないような水域もありますので、種苗放流と河川環境の復元が必須となっています。特に環境の改善においては、関係団体、国土交通省であるとか河川の管理者、それから農業などの陸の方とか、そういうところと連携して環境改善を進めなければいけませんので、それについては内水面漁業の振興に関する法律の中で明記してありますので、書きぶりについてもそこを十分に念頭に置いて進めていただければ有り難いと思うところです。

それから、あとウナギについてなんですが、ウナギでは今、国内の生産で必要なシラスウナギの数は約1億尾程度、国民1人当たり1匹弱ぐらいで、20トンぐらいです。それが国内でしっかりと採捕できれば、やっぱり養殖の業者さんも、それからかば焼き屋さんも産業として維持できるという状況です。これはなかなか難しいとは思いますが、国内生産量、大体2万トンあればいいので、その2万トンを維持するというような数値目標なりを挙げていただければ、ウナギの業界の方も安心できますし、それからその1億尾のシラスを確保するために何ができるかというところで。特にニホンウナギの場合には産卵場で獲れたウナギ11個体を解析した結果、日本由来の個体が2個体確実に、日本で育ったウナギが産卵場で獲れていますので、日本の河川、湖沼の環境、ウナギがすむ場所、河口域含めてですが、そこをしっかりと守るという方向性を強く出していただければ有り難いという気がしました。

数値目標についてはかなりハードルが高いとは思いますが、ウナギ資源を保全し

て、持続的に利用するというときの今の目安は恐らくシラスウナギ1億尾を安定的に確保できる、そういう資源管理の方策だというふうに理解していますので、御検討いただければ有り難いと思います。

以上です。

○山下部会長 ありがとうございます。

それでは、中村委員、お願いします。

○中村特別委員 聞こえますでしょうか。

○山下部会長 聞こえますけれども、途切れ途切れです。もう一回お願いします。

○中村特別委員 聞こえますか。

○山下部会長 聞こえました。

○中村特別委員 大丈夫ですか。

○山下部会長 大丈夫です。

○中村特別委員 ちょっと電波が悪いかもしれません。

○山下部会長 大丈夫です。

○中村特別委員 お願いします。

最初の資料1、7ページの新規就業の件です。

新規就業のところで、優良事例が挙げられているのは、とても我々現場の人間からしても参考になるので、いいなと思うんですけども、僕も先月ですか、新規就業者の研修の受入れをしていたのですが、結局、収入の不安だったりそういった面で新規就業とはなりませんでした。やっぱり駄目だったとき、なぜ新規就業できなかったのかという、そういったところもあると今後のためにつながるのかなというふうに感じました。

それと、次、13ページ、沖合漁業の部分ですか。先ほどの御説明でTAC、IQに移行していくという話の中で、沿岸漁業者の話を聞いてという部分が、御説明がありました。我々漁業者の中でもTACの管理の部分で沿岸漁業者の話をしっかり聞いてほしいという声がやはり多いので、そういったところは沿岸漁業者との調整はしっかりするというような文言があるとうれしく思います。

それと、続きまして資料2の内水面、8ページ。先ほど訂正いただいたので、とても助かりました。ビワマスをはじめ、活用できていないという記述がありますが、ビワマスは今現状、かなり人気も出てきていて、活用でき始めているのかなというふうに思っていましたので、できましたら優良事例としてこんな取組もされている、ほかの魚も続くといいなぐらいの書き方をしていただけるとうれしいなというふうに思いました。

以上です。

○山下部会長 ありがとうございます。

それでは、次に中川委員、大森委員、佐々木委員の順でお願いします。

中川委員、お願いします。

○中川（め）委員 声、聞こえますでしょうか。

○山下部会長 聞こえます。

○中川（め）委員 ありがとうございます。

資料1の7ページ、新規就業者の育成・確保のところに記載されている、宮城県石巻市の事例についてです。私はこちらの担当の方々と仲良くさせていただいてお話も伺うのですが、彼らのすごいところは、今書かれているハード部分はもちろん、ソフト部分の工夫にあります。

具体的に言うと、例えば記載されている「研修中の住まい提供」について。単純に空いている部屋を貸すのではなくて、あえてシェアハウスにすることで、1人だけで遠方から研修に来て、孤独を感じてしまったり帰ってしまう人を減らすようにしています。違う親方の下に付いているけれども、彼らが帰る場所を一緒にして、意見交換させたり励まし合わせることで、みんながより定着しやすくなります。あとは窓口も単純な窓口ではなくて、お母さんのように寄り添ってくれる人をきちんと配置して、彼女たちの方から積極的に声を掛けさせることで、孤独感や不安を失くさせています。漁業関係者だけではなくて、全国的なUIターンなどの事例を見ていても、やっぱり孤独感だったり、地域になじめないだったり、仲間がいないというのが理由で続かないという方々がすごく多いです。石巻の事例は本当に素晴らしいと思うので、ソフト面をはじめ、彼らの本当に力になっている部分をもう少し掘り起こしていただけると、ほかの地域の方々の参考によりなると思いました。

以上です。

○山下部会長 ありがとうございます。

それでは、次に大森委員、お願いします。大森委員からは資料も今日は提供していただいているんですけども、その資料のことでしたらそれを御覧くださいというふうにお伝えください。

では、大森委員、お願いします。

○大森委員 大森です。聞こえますか。

○山下部会長 聞こえます。

○大森委員 私は、ちょっと数が多いので、2点だけ発言をさせていただいて、それ以外は表現ぶりの問題なので、メモを事務局の方にお送りをさせていただきたいと思います。

1点目は、資料1の5ページです。

沿岸漁業の現状ということで、右下に個人経営体の経営状況の推移というのを入れています。このことについては、今日送っていただいた参考資料1の中にもちょっと書いてあるんですが、平成30年の漁業白書で、年齢層を65歳以上と65歳未満の階層に二つに分けて分布をさせたことと、我々は中核的な漁業者、これに施策を重点化して、そういった方々が生産の担い手として生産の中核を担って安定供給につなげていくということをやっていると述べているものですから、この白書の中でも漁業収入が800万以上の階層、ここに視点を置いて、そういった方々の平均の漁労所得が500万を超えている。平均の漁業所

得の2.3倍ぐらいはあるというようなものを白書で出していただいています。

ですから、次期の基本計画の中でもそういった方々をどういうふうに位置付けて、どう施策につなげていくのかということにつながるような現状を踏まえて書いていただくことが今後の5年の施策の中で重要だと思っておりますので、その書きぶり、ここをちょっと工夫をしていただきたいということです。

もう1点目は7ページ。7ページの中の1点目は課題の①の1ポツの地域の持続性、漁業の持続性はもとより地域の持続性も懸念される。沿岸漁業というのは、漁村というのは、いろんな文化、地域のアイデンティティーを支えているということもあって、この持続性が失われるということになると、本当に全ての面で漁業の持つ多面的な機能、これも失われてしまうということになりますので、この5年の取組につなげていくという面で、やはりこういった漁村地域、これの持続性を図っていくということを明確に打ち出していきたいということでもあります。

私が提示した資料を見ていただきたいんですけども、2ポツ目にあるような担い手の育成ということも含めて、この新規就業者の確保や現役若手世代にノウハウを引き継ぐこと、それから次世代に引き継いでいくこと。我々JFグループとして沿岸が世代交代を円滑化して、低年齢層での自立が行われる循環型の生産構造。正に全世代参加型の循環型生産構造を実現していくということを、運動方針のアクションプランでも打ち出しているんですが、この5年間、将来の生産の担い手となる人、今バリバリ中核で働いている自立経営層、ここに施策を重点化して、高年齢層の方は若手の指導なり、それから先ほど言った地域という面での全体の調整役を担って、新規の参入段階にある方々の経験や技術、これを習得するということの指導をしていただくということを、今の基本計画の中でもないわけではないんですが、より強くここを打ち出していただくことをお願いしたいということです。

以上です。

○山下部会長 ありがとうございます。

では、佐々木委員で、その後、田辺委員にお願いします。

佐々木委員、お願いします。

○佐々木委員 佐々木です。私の方からは1点ございます。

今回の資料に盛り込むようなことかは分からないのですが、例えば13ページの沖合漁業の課題として、例えば価格支持政策に関する言及がないなというようなことについて、少しお話しさせていただきたいと思います。

現在、資源管理の強化が大きなトレンドとしてあって、魚価の暴落が頻繁に起こるということは余り考慮する必要がないというような雰囲気がございますけれども、今でも実際、北海道ですとか東北を回ってみますと、あとは千葉の銚子とか、伊ワシなどの価格の不安定感というのはありますし、昨年であればコロナの影響で養殖魚も大きな価格の不安定感を見せていました。価格の下落というものもございました。今回、この資料、持続的な生

産構造というものの構築を模索するというものですので、生産者が安心して生産できる、生産するための価格支持政策についても、あるべき姿を模索していただければなというふうに思ったところで発言させていただいた次第です。

以上です。

○山下部会長 ありがとうございます。

それでは、田辺委員、お願いします。

○田辺委員 主婦連合会の田辺です。よろしくお願いいたします。

○山下部会長 お願いします。

○田辺委員 資料1の18ページのIUU漁法につきまして、資料2の9ページのウナギに関するところがございます。

まず、IUU漁法、つまり違法・無報告・無規制という漁法につきましては、SDGsの持続可能な開発の中の17の目標の中の12番目として、「つくる責任 つかう責任」というのがございます。その中で、やはり私たち消費者が違法な漁業へ加担しないためにも、法規制にのっとっている魚が流通するように、サプライチェーン等で混ざることがないように、管理体制の強化をお願いしたいと思います。

また、私たち消費者が選ぶときの安全な魚であるということの目標となる指針となる認証マークがございます。是非、認証した水産物がたくさん流通されますようにということで、それをお願い申し上げたいと思います。

以上でございます。

○山下部会長 ありがとうございます。②の9のウナギの話はここに入っているわけですか。

○田辺委員 はい。シラスウナギが、どこで、誰が採捕して、それが誰に売られたとしても、最終的には全て養殖場へ入れられてしまうという現状があるというふうに読ませていただきましたので、その不透明さというものがやはりIUU漁業ということだと思っておりますので、是非管理体制の強化ということで、9ページと関連させて取り上げさせていただきます。

○山下部会長 分かりました。その二つに関連するということですね。どうもすみません、私が間違えてしまいまして。

それでは、結城委員、お願いします。

○結城特別委員 聞こえますでしょうか、結城です。

○山下部会長 聞こえます。

○結城特別委員 よろしく願いいたします。私の方からは2点あります。

1点が、今、田辺委員からもありましたウナギについて、資料2の10ページです。

私も報道の立場に立つ人間として、ウナギのことは何回か触れてきたんですけども、先ほどちらと御説明があったように、まだまだ分からないところがあるということで、ちょっととどまっていったところがあるんです。

でも、実はもう少し発信できる余地があるなと思っていたのは、こちらに天然と書いてあるんですが、100%天然ということは今はほとんどないですね。100%天然なのか、半養殖なのか、完全養殖を目指すのか、この辺の定義もしっかり整理された方が発信しやすいですし、受け取る側も受け取りやすいなというのを感じました。そのときに、例えば半養殖と完全養殖の場合はこういう違いがある。例えば、アユの場合はフォルムなども変わってきますし、味も違うという方もいらっしゃいます。そういう点でも発信できる形で情報が整理されるといいと思います。何より、人工に関する抵抗感というのはどうしても日本人にはまだまだ少なくありませんので、完全養殖の場合、こんな魅力があるという、何ですか、生産者の都合だけではなく、受け取る側、消費者に対しても魅力的な発信ができるように情報が整理されるといいなと思っておりますので、この辺り御検討をお願いできればと思っています。

それからもう1点が、同じく資料2の20ページ、クジラについてです。

先ほど関委員から身近なものに載せてクジラの情報が必要だというお話がありましたが、私も実はそう思っております。クジラに関しても、私も報道の人間として情報発信をすることはあるんですが、「2019年に捕鯨再開」というニュースはこれ以上でもこれ以下でもなく、もう少しお伝えしたくてもできない状況であるんですね。

この「捕鯨再開」で、例えば消費者の食卓がこのように魅力的になっていく可能性がある、あるいはほかのところでこういうふうにくじらの肉が関わってくるというふうには、捕鯨が再開したことでの国民の皆様への貢献度や魅力的な部分をお伝えできるように情報を整理しない限り、関心も広がらないと感じています。何よりもこれをきちんと整理して情報発信ができるようになれば、国際理解にもつながりやすいと思っています。

例えば、クジラの肉はお肉などが手に入りにくい時代に、貴重なたんぱく質として食卓に上がっていました。今は、クジラの肉も種類がたくさんあります。それが流通するようになって、消費者にとってどんな恩恵があったかという情報を整理できるようになることが大切なのではないかなと思ひまして、御提案させていただきました。この辺りも御検討をどうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

○山下部会長　ありがとうございました。

今、手を挙げていただいている方が、今のところ私には見当たりませんが、じゃ事務局からお答えいただければと思いますが、私もこの隙に一つ二つ申し上げたいと思うんですけども、1の5、いろんな方がこれを指摘されているところですけども、私の意見としては、ここに沿岸漁業について、もう後継者という言葉をやめてはどうかというのが私の提案です。

なぜかという、1の5のグラフにもあるように、後継者ありは13%なんですね。ある研究によっても、嫡男がいない。つまり男の子が家にいないから、もともと話にならないという人が半分ぐらいいたりするわけです。

そういう状況で、漁家の息子だから漁家を継ぐ。それが沿岸漁業なのだという概念をいつまでも当たり前のように引きずるのはいかなものか。もちろん、家業を継ぐという方もいらっしゃるでしょうけれども、もっと開かれた沿岸漁業に向けてかじを切るというか、そういうこともあり得るんじゃないのかなというふうに思ったので、提案をさせてもらいたいと思いました。

それから、あと12ページ、これも人についてなんですけれども、12ページ、13ページですか、ちょっと待ってください、10ページからです。10ページのところで、先ほど高橋委員がいろいろ数字のことをおっしゃっていたんですけれども、この沖合漁業の就業者数と経営体数を見ると、一つの船に3人しか就業者がいない計算になって、それで沖合漁業と言えるのかというと、ちょっと変だ。何が埋めているかということ、恐らく外国人研修生なり、技能実習生というんですか。それから、今後は特定技能という方々がそのギャップを埋めていると思うんですね。だから、そういう方々が存在することもここに入れないと、まるで透明人間のような扱いにしてしまうのはいかなものかというふうに思った次第です。

同じ人のことで言いますと、さっきちょっと言いかけた12ページのサンマ漁業とか。サンマの棒受網の船はシーズン以外係留されているようなところは、私も目視で確認したことがあるんですけれども、じゃ、そこで働いていた人々はというと、恐らくその間、家でじっとしているはずはないわけで、船が係留していても、誰かみんな働いていたと思うんですね。そういう意味では、サンマ棒受網を周年使うとって、船を使うかもしれないけれども、人はもう既に棒受網以外のときに働き口があるのであれば、周年操業したときに、その人の手当て大丈夫なのかなという気がしますので、そちらの方も教えていただくなり、御検討いただければというふうに思いました。

私からは以上なんですけれども、今、菅原委員と後藤委員から挙手いただいていますので、その順番で、菅原委員、お願いします。

○菅原特別委員　ありがとうございます。聞こえますでしょうか。

○山下部会長　聞こえます。

○菅原特別委員　資料2の7ページ、内水面漁業の弱体化のことなんですけれども、私も自分でアユ釣りをしていて物すごく身にしみて感じるんですよ。稚魚放流をバンバンしているところにはアユ釣り師がどんどん入って行って、組合にお金を入漁権で落とすというような形で、何もしていないところはもうデフレスパイラルの状態になっちゃっているんですよ。一番この中で書かれている遊漁料の収入の減少、この件なんですけれども、ちょっと矛盾するかもしれないけれども、なぜブラックバスを釣っている人間から徴収しないのかというのをいつも思うんですよ。

というのも、もう外来種だからとか言っている状態ではないと思うんですよ。このブラックバスを日本の中からもう一匹残らず消すなんていうことは不可能だと思うんですね。プラス、釣り業界の中でブラックバスの釣り具の収入というのが半数以上を占めているん

ですよ。そういうことを考えていったら、釣り具の業界を維持しながら、こういう内水面の漁協の弱体化を妨げるには、もうこの人たちからお金を、入漁料を取るということを考え出した方がいいんじゃないのか。

そういうことに関しても、何ていうんですか、内水面漁協を持続化するためにどうしたらいいかという方向で、こういう案を提言していくということも必要ではないかと思います。

以上です。

○山下部会長 ありがとうございます。

では、後藤委員、お願いします。

○後藤特別委員 後藤です。

私の方からは1点、資料2の10ページ、人工シラスウナギ大量生産システムの確立ということで施策に挙げられているんですが、ウナギの種苗生産研究というのは恐らく1970年代からもう既に始まっていたと思います。今こういった技術開発というものが挙げられているんですけども、人工シラスウナギというのもできるようになっていて、どこを目指してこういった技術開発をしていくのかというのが見えにくいというのがあるかなと思います。

恐らくみどりの食料戦略で、2050年までにニホンウナギの人工種苗比率を100%実現するというようなところが大きな目標として挙げられているんじゃないかなというふうに思いますので、もうちょっと何か情報を入れ込んでいただけるといいのかなというふうに感じました。

以上です。

○山下部会長 ありがとうございます。

それでは、今、手を挙げていらっしゃる方が見当たりませんので、事務局の方からこれまでの説明の質問のお答えなど頂ければと思います。よろしくお願いします。

○水産業体質強化推進室長 まず、高橋委員から御指摘のありました資料1の4ページのデータのお話です。

この表の作り自体ですけれども、一番上に日本全体の数字が入っていて、その下の遠洋、沖合、沿岸・地先の分類につきましては、これは遠洋全体の数字というのではなくて、比較のためにここで取り上げた漁業種類の数字になっていますので、この遠洋、沖合、沿岸の合計が全体の数字になるというような作りではないというのがまず1点です。

あと、漁船の隻数についてですけれども、日本全体の隻数で入っています6万9,920隻につきましては、これは漁業センサスの動力漁船のデータになります。ですので、これ以外に船外機付きの船ですとか、エンジンの付いていない船などが存在するということになります。

あと、その左側の漁業者数15万3,490人ですけれども、これについてはこの漁業種類にかかわらず、日本全体の数になっていますので、動力漁船を使っていない漁業者の方もこ

の数字に入っているというような作りになります。

また、この漁船隻数ですけれども、特にまき網などではちょっと違和感があると思うんですが、まき網は船団操業しますので、通常でしたら網船の数になりますけれども、ここでは附属船の数も、全てではないようなんですけれども、附属船の数を加算しているようなこともあるようで、若干多く、許可数よりも多く出ているというような形になっております。

以上です。

○企画課長 すみません、企画課長の河村でございます。

ちょっと回答を課ごとにさせていただきたいと思いますので、企画課の残りの御質問と御意見の関係でございますけれども、関委員から協業化とか、共同経営とか、話を頂いた後に、水産物などで値を付けて販売していくというので、生産・流通みたいなことを白書で書いてあるけれども、やっぱり一体的に取り組んでいくということを、そういう優良事例みたいなことを今後いろんな場面で紹介してほしいというお話ございました。

確かにこれ、極めて重要な視点だと思っていますので、我々今後の資料作成とか、白書とか、いろんな場面でそういったものを展開していきたいというふうに思っています。

続いて、中村委員から、これ7ページ目の関係で、新規の優良事例の話がちょっとありましたけれども、逆に新規就労にならなかったような場合、駄目だったときの整理みたいなことも是非ということで、これ大変重要な視点だと思っていまして、うまくいっている事例を我々紹介しがちなんですけれども、やっぱり新規就業者をしっかりと確保していくためには、反省すべき点は反省してということだと思っていますので、またいろんな事例とかも御紹介していきたいと思っておりますし、いいお話とかございましたら、駄目だったときの事例なんかを御紹介いただければ、我々はいろんなところで展開していきたいと思っていますので、是非個別に御教示いただければというふうに思います。

続いて、中川委員の7ページ目の関係で、これも宮城県石巻市の事例で、ハード面中心で、どっちかというソフトで研修中の住まい提供とか、シェアハウスでやってらっしゃるとか、そういう生のいろんなお声を頂きました。お母さんみたいな方が寄り添われるとか。こういったものを我々も深めていきたいと思っていますので、これも具体的なお話を頂ければ大変有り難いと思っています。

次に、大森委員の関係でございますけれども、大森委員の関係は5ページ目のところからでございます。5ページ目の部分で沿岸漁業の話もございましたし、あとは7ページ目のところで事業の持続性の確保とか、地域の持続性の話とか、そういったこと、御意見いただいております。

我々、7ページ目のところの課題①の2ポツ目の2行目のところに、漁業を生業とし日々操業する現役世代を中心というふうに、ちょっと書かせていただいまして、我々統計上、30日以上漁業を行っている方というのを漁業者として計算しておりますが、しっかり毎日操業していく、そういう担い手の方を中心に、これからいろんなことを考え

ていけないといけないというのがあるというふうに思っていますので、そういった着眼点を持ちながら対応していきたいというふうに思っています。

企画からは以上でございます。

ごめんなさい。あと5ページ目、山下部会長から頂いた話でございます。

5ページ目の関係で、後継者という概念を沿岸の観点ではやめたらどうかという、思い切った御提案を頂きました。次回また人材の関係でも御説明、御相談したいと思っておりますけれども、確かに漁業の実態を見ますと、農業と異なって、どちらかというと後継者というよりは、新たに外から入ってらっしゃる方というのが多くて、外からの方がちゃんと対応できるように、我々の施策も長期研修制度を中心に施策を展開しております、そういった意味で後継者でない方がしっかり沿岸漁業とかに定着していけるような体制を引き続き強化していきたいというふうに思っております。

後継者という言葉をやめるかどうかというのは、定義を含めて改めて御相談できればと思っております。

ということで、以上でございます。

○管理調整課長　じゃ、管理調整課の方から。

最初に、高橋委員の方から資料1、13ページのところでございますが、A Iや見える化による効率操業のところ、これにつきましては、操業の効率化も図れますし、あとは当然、A Iによって魚価物がきちんと把握できれば販売の方にもつながるということなので、こうした取組については進めてまいりたいというふうに考えています。

それから、中村委員のところ、同じく資料1の12ページの右側のところでございます。口頭では申し上げましたが、こういったI Q化に伴うトン数の制限の撤廃等の対策につきましては、沿岸漁業との調整を図った上で、調整が整ったものについて、そういったトン数制限の緩和等を行っていくということでございます。

文言では書いてはございませんが、前回の不漁の検討会の取りまとめの報告の際にも、資料の中ではきちんとそういった文言は書いてございますので、基本的にはそういった考え方に基づいて対応を進めていきたいというふうに考えてございます。

それから、山下部会長の方からございました、10ページのところでございます。外国人研修生がいるのではないかなというようにところでございますが、それについては少し情報は整理したいなというふうに考えてございます。

それから、12ページのサンマ合計の漁船のシーズン外の雇用者の取扱いということで、実際に船が止まって、船から降りられている方々も違う職に就いているので、そういったことでなかなか兼業ができたとしても、船が動くかどうかということの御指摘でございましたけれども、恐らくそういった地域もあるかもしれません。恐らく地域なり漁業の種類ごとで事情は異なるかと思っておりますけれども、少なくとも私どもが聞いている範囲、兼業に取り組むような漁連につきましては、できる限り漁獲対象を複数化して、漁船を長く動かして、業者にきちんと働いていただくという形の中で、船員の確保を図っていく。そうい

うようなことで対応を進めているというふうに承知しています。

私からは以上でございます。

○審議官 引き続きまして資源管理部の国際関係の関連についてお答えします。

まず、兼業について新たにここに事例で14ページに書かれているように、いろいろ考える必要があるのではないかなという御指摘がありました。そのとおりだと思っております。

ほかの漁業、特に沿岸漁業との調整というのは必要になってまいりますけれども、そのような調整を経て安定した操業ができるように、いろんな方法を検討していきたいと考えているところでございます。

それから、ODAの効果ということのお尋ねがありましたけれども、特に漁場の確保という観点で、最近では太平洋島嶼国への支援に重点化をしております。太平洋島嶼国とは島サミットを行っておりますけれども、そういったことの効果もありまして、島嶼国への入漁と、それから協力の結び付きというのが徐々に強くなってきていて、ODAの効果が入漁関係に結び付いてきているということが、昔に比べれば強くなってきて、効果が出てきているというふうに認識をしております。

それから、周辺諸国との関係で日韓交渉がストップをしているけれども、どう考えるのかということでございますが、相手もあることですので、なかなか難しいところではありますけれども、日本周辺の資源を維持しつつ、日本の漁業者の操業機会をいかに確保するかという観点で、今後も引き続き考えていきたいと思っております。

それから、IUU漁業について、外国のIUUだけではなく、日本のIUUも問題であるので、きちんと取締りをとという御指摘がありました。これも御指摘のとおりと考えております。

日本は、これまで率先して、特に国際規制は遵守をするという方針でやってきておりますけれども、一層自国の国際規制の遵守にも努めてまいりたいと思っております。

以上、高橋委員からの御指摘だったと思います。

それから、関委員と結城委員の方からクジラについて消費者に身近なものになっていないんじゃないかという御指摘でございました。商業捕鯨が再開した効果といいますか、そういうものももっと宣伝すべきではないかということでございました。

商業捕鯨を再開して、明らかにクジラの質が良くなって、おいしくなったのは確かであります。これまで科学調査ということで、乱数表を用いてランダムに取っていたものを、品質のいいものを選んで取っておりますので、品質が向上しておりますし、今後一層品質の保持ですとか、例えばそれをいかに消費者の方にいい状態で届けるのかといったようなことで、今後消費者に対するアピールということもしていかなければいけないと考えております。

それから、田辺委員の方からIUU漁業、これはSDGsにも含まれていて、つくる責任、つかわない責任といったようなことで、サプライチェーンに入らないようにという御

指摘でした。これも資料の18ページに少し説明しましたが、水産流通適正化法が制定されましたので、この法の運用によりまして、IUU漁獲物を排除していくといったこと。それから、認証が実は欧米に比べて日本では余り進んでいない面があるんですけども、消費者の方が御自分で選択できるように認証制度を、これは漁業者にとっても利益のあることだと思いますので、そういった認証制度を進めるということも今後も進めていきたいと思っていますところでは。

以上です。

○栽培養殖課長 内水面の部分について御説明いたします。

関委員からお話のありました資料2の5ページの後継者というお話ですが、5ページの囲みの下のグラフを見ていただきますと、初めに右側の方の養殖業につきましては、養鰻業は比較的堅調な経営とか業態が続いていますので、後継者の問題は余りなくて、それ以外のアユだとかコイだとか、それから養鱒、マスです。は、生産自体も縮小傾向にありますし、それから小規模な経営体が多いというようなこともあって、従業者数も減ってきているということだと思います。業態の活性化を通じて、必要であれば実態として外国人労働力に頼っていることもあります。そういうことも踏まえながら後継者をなるべく確保できるように、従事者が確保できるようにということで進めてまいりたいと考えております。

それから、左側の方はいわゆる河川漁協なんかが最たるものですが、漁場管理を中心にやっている河川漁業と呼ばれる領域では、これは組合の活動が重要ということになっていまして、いわゆる魚を獲って、海の漁業者のように主業でそれで暮らしているという方はほとんどいないというのがこれまでの実態分析だとか何とかということですので、そうであるとすれば、組合員になってもらうことというのがまずは確保すべき、持続的な漁場の管理という意味でも、ということだと思います。

そういう意味でいうと、まずは内水面漁協のところには、地区要件が組合でありますので、どういう人が組合員かという、川のそばに住んでいる釣りの好きな方とか、清掃活動なんかも含めてですけども、川の管理に興味のある方という方が組合員になっていらっしゃるというのが実態なので、そういう方に声を掛けていってやるようなこともそうですし、それから水産政策の改革の中で、漁業法改正と併せて、水産業協同組合法、これが内水面の組合のベースにもありますけれども、なっておりますが、その内水面漁協の組合員資格も追加をされた部分がありまして、これ昨年の12月から既に施行になっておりまして、従来の水産動植物を一定以上の日数採捕することみたいなことに加えて、増殖を一定以上行う者も組合員になれるというふうに規定が改正されましたので、さっき言っていた川の清掃活動をはじめとする管理に興味がある人も含めて、地域住民であれば組合に入ってもらって、正組合員になってもらうという体制が整いましたので、業界団体なんかとも一緒になりながら、個々の組合に入ってもらえるように取組を進めてまいりたいというふうに考えております。

それから、内田委員からいろいろ御指摘ありましたのは、御意見ということで伺って、今後の議論に反映させていきたいと思いますが、基本計画、今議論を頂いているものと同時、ほぼ並行で、資料にも出てきておりますが、内水面漁業の振興法に基づいて、農林水産大臣が定める基本方針というのがあります。これも基本計画と併せて改定作業を進めていくことになると思いますので、細かな議論と言うとあれですけれども、内水面漁業特有の分野に関しては、そちらの方でも併せて議論をしていくということで、お付き合いいただき、かつ御意見なんかも頂き、見ていただければというふうに思います。

それから、田辺委員から I U U のところでウナギもというお話がありましたので、もう一回ちょっと御説明しておきますと、資料 2 の 9 ページを御覧ください。囲みの下の右側のグラフの差の見方ですけれども、繰り返しになりますけれども、青が実数に近い数字、現場ですね。赤の方が県からのシラスウナギの採捕報告で、ここに差があるということで、この差の一つは御指摘があったような、密漁もああいうものの一種だと思いますので、密漁があるということなんですが、もう一つ、多分それ以上に多いというふうに考えているのは未報告とか報告漏れということなんですね。

これはどうして起こってくるかというと、よく獲れた場所を知られたくないとか、それから獲ったシラスウナギは流通業者に集めて、そこへ売ることになるんですけれども、県内の統一価格みたいなものが決まっている場合が多いんですが、それ以外で高く買うよという人がいて、その人に売ったときには県内の決まりを破るというか、反することになるので、その部分については報告しないとか、どうもそういう実態が多々あるということになっておりますので、説明の中で申し上げた、2 年後に向かって知事許可漁業化を進めておりますので、そういう中で知事許可漁業化するとそういうのも許されない世界になっていきますから、県庁の方ともよく相談しながら、報告漏れがないようにということで進めていけば、おのずとこの差は実態ベースの青い方に近づいていくということで、あわせて密漁対策ももちろん改正漁業法、施行になりますので、シラスウナギとかウナギ稚魚の漁業の方にも、いろんなこととあいまって、流通の不透明化ということに対して対応していきたいというふうに考えております。

○山下部会長 ちょっとよろしいですか。

○栽培養殖課長 はい。

○山下部会長 すみません、山下ですが、予定の 16 時を今過ぎてしまいました。この後、別の御予定がおありの方は、申し訳ありませんけれども、このままずっと退室していただければと思います。事務局の方からその方々については後でフォローしていただきたいと思います。

それでは、まだ時間に余裕のある委員の方々は、もう少しお付き合いください。

じゃ、すみません、続けてください。

○栽培養殖課長 すみません。もう何点か。

結城委員の方から御指摘のありました天然とか半天然というお話なんですけれども、ち

よっと私の説明とか資料の作りが悪かった部分もあるんですが、資料2の9ページを御覧いただきますと、この例えば現状の2ポツ目で言っている天然のシラスウナギというのは、種苗のことを言っています。シラスウナギ自体がウナギの稚魚ですから、種苗ということを前提みたいなどころがあるんですけれども、現状では養鰻業に使われるシラスウナギは輸入物も含め100%天然の海域から採取されたものということになっています。河川、河口も含みますけれども、天然の水域から採取されたものになっているということであって、資源の持続性みたいなことを踏まえると、そこを軽減していく、資源に負荷を掛けているわけですから、その負担を軽減していくという意味で、人口種苗と呼ばれる、100%人間の手が掛かって進めているものを作り出すものを開発を進めていく必要があるということだと思います。

結果として、それが池に入れられて、養鰻業の過程を経て、製品として出てきているものはほぼ何というか、養殖物というのが現状です。ですから、市場に出回っている加工品も含めてですけれども、大半は養鰻業を経て養殖物だということですね。

ちなみに、天然がゼロではなくて、我々の方でここには資料を計上していませんが、現魚換算で供給構造というのを見たデータがあって、それによると、令和2年の我が国の養殖生産量が現魚換算で1万6,887トン、これに対して天然物、川で獲っている漁業生産量と呼んでいるウナギの量は65トンということなので、桁が違うということで、ほぼ市場に出回っているものは養殖物だというのが現状だということだと思います。

それから、菅原委員から外来魚の活用ということで、外来魚ということであると、バス2種類とギルということで、ブラックバスのことだと思うんですが、現状では外来生物法に基づく特定外来生物として、ラージマウスとスモールマウスが指定されているという中では、生体保持だとか放流だとかということが全国一律に禁止されておりますので、漁協が行う増殖行為に乗っかってこないということなんですね。特例として、芦ノ湖だとか河口湖だとか、一部の湖では漁業権対象魚種になっていますが、それ以外では活用ができないという現状があります。

一方で、御発言がありました、釣り人として実態を踏まえた現状を見てきている御意見だと思いますので、どこまでというのはちょっと確約できませんが、いろんな人と議論しながら、基本計画の中でもどう書けるのかとか、取り上げるのかとかも含めて、検討していくということで御意見を頂くということだと考えております。

それから、後藤委員の方からお話がありましたウナギの人工種苗の研究はどこを目指しているのかということで、すみません、これは説明が足りませんでしたが、最後のところ、10ページを見ていただきますと、10ページの右側の方の囲みの下のところにぐるっと回る図があると思います。先ほども出てきた人工種苗ということで、人間が生産した親から卵を取って、その卵を更にふ化させて種苗を作るということで、回していくというのが人工シラスウナギのサイクルということなんですから、採算を度外視すれば、研究最先端では親から人工というか、養殖した親から種苗を採捕して、それをシラスウナギにま

です。技術は確立、ほぼされています。

一方で、経済性という言葉をちょっと申し上げたつもりなんです、これが何ていうのかな、種苗を更に養鰻業者に供給して、安く供給できるような経済性も含めた大量生産というところには残念ながらまだたどり着いていないということで、そこを目指して今研究を進めているというのが現状だと思います。これは大きくはみどりの戦略のお話ありましたが、みどりの戦略でも2050年までにシラスウナギの100%人工種苗化を目指すというふうにしております。これは天然資源に依存しているシラスウナギということですから、養鰻業ということなので、そこを少しでも人工産で置き換えて、将来的には100%人工産ということにすることで、天然資源へのインパクト、ウナギ資源のインパクトを減らしていこう、ないようにしていこうという、大きな方向性に基づく取組ということで御理解いただければと思います。

以上です。

○山下部会長　じゃ、お答えはこれで全部終わりましたか。

どうも御丁寧に説明してくださってありがとうございました。

今、内田委員から挙手を頂いていますので、内田委員、すみませんが、簡単に御発言いただけますか。

○内田委員　これ、手を下げたつもりなんです、申し訳ありません。これが何かうまく、何回やっても消えません。

○山下部会長　分かりました。

それでは、御意見がおありだということではないというふうに伺いました。ありがとうございます。

ほかの方からは特に挙手をしていただいていることは見えませんので、これで意見も尽くした……

大森委員、お願いします。

○大森委員　すみません。ちょっと事務局にお願いなんです、今回事前に資料を送っていただのがもうぎりぎり、中身を精査するという時間が極めて短くて、そういう意味でちょっと十分な意見を言わせていただきにくかったということを申し上げておきます。もう次の企画部会も間近ですので、是非もう少し余裕を持って見させていただくようにお願いいたします。

以上です。

○山下部会長　そうですね。そうなんですけれども、事務局ももう睡眠時間を削って一生懸命やってらっしゃったんですけれども、なかなかうまくいきませんね。

それでは、これで意見を大体出していただいたということで質疑はこの辺で終わりたいと思います。また、吉川委員からはマイクの調子が悪いので、後日メールで送るというふうに御意見いただいていますので、事務局の方でメールが来ましたら、それも御意見として受け止めていただきたいと思います。

それでは、事務局から連絡事項等ございましたらお願いいたします。

○企画課長 企画課長でございます。

本日は御審議ありがとうございました。本日頂きました御意見を踏まえまして、引き続き検討を深めてまいりたいと思っております。

次回の企画部会の日程でございますけれども、第93回ということになりますが、来週の7月21日の水曜日、午後2時から開催する方向で進めたいと思います。今、大森委員からも御指摘ございました資料につきましても、なるべく早めに御提出できるように頑張りたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

詳細につきましては、別途事務局から改めて御連絡を申し上げたいと思っております。

本日は、委員の皆様方におかれましては、時間を超えて本当御多忙の折、企画部会に御出席、貴重な御意見、御指導を頂きまして、本当にありがとうございました。厚く御礼申し上げます。

事務局からは以上でございます。

○山下部会長 ありがとうございます。

それでは、また間もなくお目にかかることとなりますけれども、本日についてはこれを持ちまして企画部会を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

後日、大森委員よりメールにて以下の意見について提出があった。

資料1 海面漁業の持続的な生産構造について

○P.4 漁業種類別比較

大中型まき網の1人あたり生産性を言及したうえで、それと比較して「他の漁業種類は、経営体数や漁船数が非常に多く、総じて生産性が低い」という表現ではなく、「1経営体当たり・1隻あたりの生産量は少ない」程度の表現とすべき。

○P.5 沿岸漁業の現状

・沿岸漁業の漁獲量（左の「棒グラフ」）

沿岸漁業の漁獲量は、5ページの集計では「小型底びき網、中小型まき網」を沿岸に算入しており、沿岸漁業は200トン前後の漁獲規模を有する、漁業の中で重要なウェイトを占める漁業種類であると言える。

このことを明示する工夫ができないか。

○P.6 沿岸漁業の現状

2ポツにあるとおり、沿岸漁業は「来遊状況等に応じて操業を切り替えている」。不漁問題検討会でも、年間を通じて様々な漁業をマルチに操業する点がポジティブな観点で指摘されている。

そのため、「資源の来遊に応じて操業を柔軟に切り替えている」との表現としてほしい。

○P.9 沿岸漁業の課題2

「未利用漁場の有効活用」は重要。一方で漁業調整その他公益に支障を及ぼさないよう、紛争の防止が図られることを十分に確保することが前提であるとの明示も必要。